

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第 6 回豊島区基本構想審議会
事務局（担当課）		豊島区長期計画担当課
開催日時		令和 6 年 9 月 6 日（金）18 時 30 分～20 時 18 分
開催場所		507～510 会議室
会議次第		1 開 会 2 議 事 （１） まちづくりの方向性と施策 体系について （２） まちづくりの方向性 2 について
公開の 可否	会議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非 公 開 ・ 一 部 非 公 開 の 場 合 は、その理 由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非 公 開 ・ 一 部 非 公 開 の 場 合 は、その理 由
出席者	委 員	市古太郎（東京都立大学都市環境学部教授）、金子一彦（東京学芸大学大学院教育学研究科特任教授）、金潔（大正大学社会共生学部教授）、滝澤美帆（学習院大学経済学部教授）、原田久（立教大学法学部教授）、市原昭（公募区民）、大村晴美（公募区民）、奥村実穂（公募区民）、平野翔大（公募区民）、平松恵一郎（公募区民）、吉田由希恵（公募区民）、塚田ひさこ（区議会議員）、高橋佳代子（区議会議員）、芳賀竜朗（区議会議員）、細川正博（区議会議員）、垣内信行（区議会議員）、天貝勝己（副区長）、上野雄一（副区長）、金子智雄（教育長）
	区側 出席者	区長補佐担当部長、総務部長、危機管理監、施設整備担当部長、区民部長、文化商工部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、池袋保健所長、子ども家庭部長、児童相談所長、都市整備部長、建築担当部長、土木担当部長、会計管理室長、教育部長、区議会事務局長
	事務局	政策経営部長、企画課長、施設計画担当課長、長期計画担当課長、財政課長、行政経営課長、財政改革担当課長、情報管理課長

審議経過

1. 開 会

事務局： それでは定刻になりましたので、ただいまから第6回豊島区基本構想審議会を開催させていただきます。初めに本日の出欠について申し上げます。本日も対面とオンラインを併用して審議会を開催いたします。会場で出席される委員の他、オンラインでI委員とF委員の2名が出席をされています。欠席は、C委員とE委員の2名となります。

資料は事前にお送りさせていただきましたが、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。また、本日の資料について、事前にいただきましたご意見・ご質問に関する回答を、当日配付資料としてお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。また、資料6-3について、差替えの資料を配布しております。1枚目のP66と書いてあるものについては、施策名に誤りがありましたので修正をしております。2枚目のP62については、別のページと同じ内容となってしまうため、全体の差替えを行っております。大変失礼いたしました。

それでは、原田会長、議事の進行をお願いいたします。

原田会長： それでは、議事に入りたいと存じますが、いつものように、傍聴の確認をしたいと存じます。本日の傍聴の希望者は何人くらいいらっしゃいますか。

事務局： 4名いらっしゃいます。1人遅れてくると伺っていますので、まず3名お入りいただきます。

原田会長： では、お入りいただくようお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、早速議事に入りたいと存じます。本日の議事は2点でございまして、まちづくりの方向性と施策の体系、こちらは何度か議論をしているところですが、加えて、まちづくりの方向性2に関する施策について、審議したいと存じます。前回同様、オンライン参加の2名の委員の方々におかれましても、積極的にご発言をお願いいたします。終了時刻をなかなか遵守できませんが、8時を目処にしておりますけれども、議事の進行によりましては少々延びるところもあり得るかと思存じます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(1) まちづくりの方向性・施策の体系について

原田会長： それでは、議事の1番「まちづくりの方向性と施策体系について」入ってまいります。5月末の第3回審議会におきまして、基本構想の素案について審議して以降、まちづくりの方向性に基づく個別の施策について、審議を行ってきたところでございますけれども、この度、事務局の方から基本構想のまちづくりの方向性の体系の見直しについてご説明がございます。では事務局から資料よろしくをお願いいたします。

事務局： それでは、資料6-1をご覧ください。「まちづくりの方向性・施策の体系について（案）」でございます。前回以降変更した部分について、ご説明をいたします。

まず、まちづくりの方向性2ですが、従来の「ぬくもりのある子育てしやすいまち」と「子ども・若者が自分らしく成長できるまち」、この二つの方向性を統合いたしまして、「子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち」としております。子育て、子ども、若者という関連性の高い部分を、包括性という視点を意

識いたしまして、方向性を大括り化したものでございます。その中の施策①－４については、従来の「多様な子ども・若者・家庭の支援」というかなり内容の多い施策があったのですが、その施策から子育て世帯への支援に関する内容を分化させているものです。同じく②－３も、学校の児童・生徒を対象とした内容に分化をさせているものです。さらに、その下②－４については、従来あった「子ども・若者の居場所づくり」という施策の体系から、主にこちらも学校の児童・生徒を対象とした居場所づくりについて分化をさせているものです。

続いて、その下のまちづくりの方向性３ですが、従来の「誰もが地域で共に暮らせる福祉のまち」と「生涯にわたって健康で輝けるまち」この二つを統合して、「生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち」としております。こちらも、福祉と健康という関連性の高い分野で、包括性という視点を意識いたしまして、方向性を大括り化したものでございます。その中の施策①－４「いきいきと生活し続けるための活動への支援」は従来の「ともに支え合い、思いやりあふれる地域づくりの推進」から特に高齢者や障害者の健康づくりや活動の場などの内容を分化しているものでございます。

次に、資料の右側に移りまして、まちづくりの方向性４「豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち」です。こちらは従来の「多彩な文化と産業で賑わいにあふれるまち」から文化施策を中心に抽出したものでございます。従来から、文化によるまちづくりは区政の中心的な軸でありました。区の貴重な個性だというご意見も複数頂戴しておるところですので、軸としての存在感を際立たせたいというような趣旨から、独立した方向性として分化をしております。その中の施策②「文化芸術への参加・創造の機会の創出」は①から分化をしているもので、文化の継承・発展、文化への参加・創造の機会の創出とに分けて、内容に厚みを持たせていきたいと考えております。⑤「生涯を通じたスポーツ活動の推進」は、当初、健康の施策に位置づける考えもございましたが、スポーツと運動の持つ健康づくりの要素を、地域づくりの方向性３の現行の施策にも入れた上で、やはり競技としてのスポーツやインクルーシブの視点など、健康の側面だけではないスポーツの多様性を考慮いたしまして、再度文化に位置づけを行っております。

次に、まちづくりの方向性５「活気とにぎわいを生みだす産業と観光のまち」です。こちらは産業振興、観光振興施策を中心に抽出をしているものでございます。こちらも豊島区のまちの個性を形作っている部分となりますが、地域経済の活性化の視点、また、産業、観光については、施策の対象者が主に一般区民だけというより、事業者や来街者も多く含まれるということで、施策の親和性があると考え、このような区分としております。その中の施策③「観光資源の活用による地域経済の活性化」は、④から分化をしているものです。今の後期基本計画では、元々四つの施策を一つの施策に統合したものだのですが、それぞれの視点で内容に厚みを持たせていきたいと考えております。

最後に、方向性の６「共につくる地球にも人にも優しいまち」の中の、施策⑤「人にも地球にも優しく行動する人の輪を広げる」では、各施策の中にバラバラであった環境に関する教育や学習的な取組を統合したものです。

変更点の説明としては以上となります。よろしくお願いいたします。

原田会長： ありがとうございます。それでは見直し後、資料の6－1でございますけれども、まちづくりの方向性の施策体系について、ご質問、ご意見がある方いらっしゃいましたら、挙手でお知らせください。今回は細かく修正したところもありますけれども、これまでの議論を踏まえてということと、4番と5番を分けて、文化のところを特出ししたというところが、大きなところなのかなというふうに伺いました。いかがでしょう。どんな点でも結構です。R委員どうぞ。

R委員： 1点伺いたいのが、この大きな7個の案の横に①－1とか、①－2とか①－3とあるのですが、これも含めて区民に周知していくようなイメージで合っていますか。

事務局： はい。この体系全体を周知していこうと考えております。

R委員： 承知しました。そうなったときに、2番と3番のところが、かなり多くなってしまっているように思うので、これが敢えて出すことに意味があるというのももちろん理解はするものの、なかなか全部これだけあると、ちょっと読み込みにくいのかなというふうに感じました。以上です。

原田会長： ざっと見る限り、確かにご指摘の通り、2番3番のところが、ぶら下がってる施策が多いということだろうと思うんですけど、この点どうでしょうか。

事務局： 元々、まちづくりの方向性が二つあったものを一つにまとめているというところで、その関係もあって施策が大きくなってしまっているのですが、今一様に、機械的に上から下まで同じように並んでしまっているのも、実はこの中に、2ですと枝番をつけているのですが、①がいわゆる子育てに関係している部分で、②については学校教育に関係している部分で、③は子ども・若者施策というふうに区分をしているのですが、この資料だけでは読み取りづらいなというふうに思っておりますので、この中でできるだけわかりやすいように区分をつけたり、施策の内容は改めて点検したりして、できるだけわかりやすい形にしたいと思います。

原田会長： ありがとうございます。この①、②について、おそらく②あたりは教育委員会とかに該当するんですよね。なんですけど、組織を前提にせずに施策を作りましょうというふうにずっと申し上げておりますし、そういう意味では、まだ大括りできるところがあるのかどうか、特に左側の方については、引き続き精査をしていただくという必要があるかなというふうに私は思います。今の点も含めて、是非見直しを引き続き進めてくださればと存じます。

事務局： はい。承知いたしました。

原田会長： 他の点いかがでしょうか。是非この機会にどうぞ。

U委員： 今のところと関連して、前回の8つの方向性から7つというふうに、特に2と3を整理されて、すごい大変だったんだらうなというふうにも思いました。また、今R委員さんもおっしゃったように、読みづらいという点についても、私も同じく感じました。

2番のところで、今おっしゃっていたように、①は子育て家庭、②は教育、③は子ども・若者を主たる対象と整理されていると思いますが、少し細かく見ていったときに、まず、①－4「援助を必要とする子育て世帯の支援」について、このタイトルが援助なのか支援なのかで内容が変わってくると思いますので、援助か、支援

かというのは検討していかなければいけないと思います。

次に、①について子育て家庭、③は子ども・若者ということですが、資料6-3の「まちづくりの方向性2について」の21ページの内容から見ると、虐待や里親家庭、外国籍の世帯などの内容も、①に含まれるのではないかなと思います。しかし、文言として入っていないように思います。若者のところで、ヤングケアラーとか里親とか書かれているのですが、子育て家庭という視点にしたとき、豊島区の場合「社会的養護」と書かれています。内容的に見たときには、どこが社会的養護かというのはないんですよね。子育て家庭と見た場合、この①-4のところに、里親家庭、外国籍の世帯、ヤングケアラーの家庭などは、この中に入れた方がいいのではないかなというふうに思いました。

それと、この子育て家庭について、すみません、前後してしましますが、①-1は「妊娠期からの切れ目のない支援」とありますが、元々は「子育て支援の充実」という表現になっており、資料6-3の4ページも「子育て支援の充実」という表現になっています。しかし、ここの体系図では「支援の充実」となっており、「子育て」部分が抜けていると思います。

次に、資料6-3の3ページの目指すべき目指す姿のところは、「妊娠期から乳幼児期」と表現になっています。子育て家庭としたときに、子育て期というのはどこからどこまでが子育て期とするのか。切れ目のない子育てというふうにしたときは、この時期をどこまでとするのかということも検討しなければいけないのではないかなというふうに思いました。

また、1-③は「保育」と書いてあるんですけど、これは1-②の中に含まれてもいいのではないかなというふうに思います。内容的に、未就学の子育て世代への支援について、保育がここにまさに含まれるのかなというふうにも思いました。

内容的に整理しなければいけないところが多くありますが、今のところを柱として整理していくということが、すごく重要なというふうにも思いましたし、どういう表現を使うかという点についても、誰が見ても簡潔でわかりやすい施策を作っていくということとになるため、すごく重要なというふうに思いました。以上です。

原田会長： ありがとうございました。委員の皆様、今回はたくさん細かく施策が並んでいますが、言葉の最後にどういうタームが使われているかというところだけ、ザーッと縦で見ていただくと、促進だとか、支援だとか、活性化だとか、充実だとか、形成だとか、いろんな表現が書いていますけど、簡単に翻訳しちゃうと、要するに、努力していい方向に持っていくということです。ただ、タームが違うということだと私は理解しています。そういう意味では、充実も支援も、英語に訳したら同じなのでは、というふうに私は思うので、もし共通化できるようであれば共通化する、使い分けをするときには、何か特定の意味があるのかというふうに思われないうにした方が、私はいいんじゃないかなというふうに思います。あとは例えば、U委員がおっしゃったように、例えば児童とか生徒とか言葉をしっかり使うのであればともかく、そうでないのであれば、ある程度共通しているところは、共通で使い続けるということが必要なのかなというふうに私は思いましたが、委員の意見も含めていかがでしょう。

事務局： ありがとうございます。施策の名称については、我々も非常に悩みながらつけているところもありまして、特にこの①－４、ご指摘いただいた「援助を必要とする子育て世帯への支援」というところなんです、これは今の後期基本計画の表現で言うと、「困難を有する子育て世帯への支援」というような言葉を使っていたりして、今回我々が長く悩んだのが、施策の名称とすると、もしかしたらその方がわかりやすい部分はあるのかもしれないんですが、それを受け取った区民の方がその名称を見てどう感じるだろうかということも含めて、どういった表現が適切なかと悩んでいるところがありまして、施策の名称については、引き続きこの名前を見て、区がどんなサービスをしようとしているのかが、できるだけこの言葉からわかるように、もう一度先ほどの原田会長からいただいた文末の閉じ方も含めて、トータルで点検をしていきたいなと思っております。

①－４の「援助を必要とする子育て世帯への支援」と③の「多様な子ども・若者への支援」というところで、この③－２が先ほどご指摘いただいた児童虐待とかそういうことも含めた施策になっているんですが、これもその施策の名称に悩んでいるところもありまして、「多様な」という言葉を使っているところでございます。

サービスの対象としては、①－４は主に世帯で、③－２については子どもそのものへのサービスというようなイメージで分けてはいるんですが、内容が多少重複してくる部分というのもあると思います。ですので、どういった分け方がいいのか、どういった名前をつければ一番わかりやすいのかということについては、改めてトータルで点検をしたいと考えております。

Ｕ委員： すみません。私がさっき申し上げたかったのは、①というのは家庭というイメージで、家庭の支援とその当事者である社会的養護の子どもの支援というのは、そこはまた違いますので、であれば、やはり①－４のところは、先ほど申し上げた援助なのか支援なのかという検討も必要なんですけど、児童福祉法の中では要支援児童（要保護児童は施設とか里親というふうになりますが）というのは、まさに、地域の中で在宅というイメージなので、その辺を使い分けしていくということが大変必要かなというふうに思いました。

子ども家庭部長： ご意見ありがとうございました。援助を必要とする子育て世帯の支援の中に、当然、要保護家庭、児童相談所が絡むような家庭も当然入ってくるんですが、一方で、先ほど事務局が言った話では本人ということで、同じ事案でも二つに被ってくるところがあります。ですので、表現としては、ちょっとあやふやにはなっているんですけど、この施策の中には、そのことを示している要支援家庭という表現で入れ込んでいるつもりではあったんですが、ちょっとわかりづらい表現になっております。説明も聞きづらいところもありますので、今般ご意見いただきましたので、見直しをしていきたいと思います。

原田会長： ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

Ａ委員： ぱっと左と右を見ていて思うのは、かなりレイヤーの違うものを同じところに並べていないかなって。結構初期に出た意見にあった気もしなくもないんですが。例えば左で６番のところにある、かなり大きな省資源とか循環型社会の話が、左になるとかなり細かくセグメントが分けられている。本来は多分もう１レイヤーや上に

なければいけない項目が横に並んでいて、それが多分①－１のような分類がされている印象を受けました。ここでは多分いろんな議論をしてきており、ある程度皆さんの理解のもと話していると思うんですけど、区民の方に見せたら、かなり細かい話、大きな話というのを混同して受けてしまうと思うんですね。そういう意味では、この表記方法について、まとめていくって話もありましたけども、ある意味で４から７のあたりとレイヤーを揃えていくという、話の大きさという意味での見直しがあった方がいいのではないかなと思ったので、この点ご検討いただければと思います。

事務局： 確かにこの①②③、特に②と③については、かなり内容が盛り沢山になっていますので、初めてこの資料を見る方でも、どんな分野の内容が入っているかということが一目でわかりやすいように、この資料の作り方も含めて、改めて見直しをしたいと思います。

A委員： ありがとうございます。

原田会長： やはり２番、３番は、個別の区民の方々が置かれた状況、具体個別的な状況を想定しながら書いているところがあるので、ご指摘のように、何となく左側が細かくて、右側が高いレベルというか抽象的なレベルを扱っているようなところがあります。ですから、やはり印象としては、３つ左側に並んでいる施策群と右側の目線をできるだけ合わせていく。委員のインプリケーションとしては、そうすれば、ぶら下がっている施策も少し増えたり減ったりするんじゃないのかということだろうと思いますので、そういう点からもう一回、右と左を見直し、左の方は少し目線を上げ、右側の四つについてはもう少し下げるとか、そういう努力をしてくださればというふうに思います。適切なお意見かと存じます。

G委員： 今のご議論と同じなんですけれども、やはり２番、３番、枠としてやりたい思いがすごく入っているから、細かくなっているのかなっていうふうに思うので、もうちょっと鳥の目ではないですが、俯瞰的に見て、先ほど言われたようにレイヤーを合わせて、項目立てをして、実際に中身に入ってもいろいろ見ましたが、細かくやりたいことが網羅的にバーッと書かれていて、逆に言うとそれで読み込みづらい、焦点がぼやけてしまうみたいなのところもなくはないと思うので、その辺を工夫されたいんじゃないかなっていうふうに思います。

原田会長： ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。先ほどのA委員のご意見と同じく、今の点も含めてご検討くださればと思います。

どうしても、やはり福祉教育あたりはいつもこうなってしまうんですよね。ですから、もうちょっと、それを越えたところで、我々が目指すところが何なのかというところを考えてくださればというふうに思います。逆に言うと、健康にしても、保育にしても、子育てにしても、非常に細かいところまで、昔からすると行き過ぎじゃないかと思うところまで、役所の手が伸びている。それ自体は非常にいいことだと思うので、もう少し見せ方の工夫が要るかなということでもあります。

この体系については、大体共通しているかなというふうに思いますので、今の点を是非踏まえて、全般的に、繰り返し、繰り返し、練り直してくださればと存じます。ありがとうございました。

(2) まちづくりの方向性2について

原田会長： それでは続いて議事の2番目に入りたいとだと存じます。まちづくりの方向性の2であります。個別の施策の審議について説明は省きますということは、従来通りでございまして、質疑応答の形で早速始めてもらいたいと存じます。事務局より説明がございしますので、一旦その施策の指標の検討等についてはご説明をお願いします。よろしくをお願いします。

事務局 行政経営課長でございます。では、私の方から資料6-2、新基本計画における指標についての資料のご説明をさせていただきます。

項番1「指標における検討及び審議の方式の変更について」でございまして。○の一つ目でございましてけれども、現在こちらの審議会で、計画に掲載予定の施策の効果を表す代表的な指標につきましましては、今までは施策作成シートの下欄に、記載をしておりました。施策の内容と同時に、検討審議をしていただいていたところとでございまして。ただし施策内容が検討段階でございまして、指標の施策の検討状況を踏まえた上で、より幅広く検討をしていく必要があると考えております。そのため、計画に掲載する施策の効果を表す代表的な指標につきましましては、候補を現時点では設定をせず、指標全体について検討およびご審議いただく方式に変更をしたいと考えております。上の方の図をご覧ください。施策作成シートでございましてけれども、下の真ん中ぐらいのところに黄色く塗ってあるところとでございまして。こちら、最終的には指標を掲載する予定ではございしますが、審議の段階では、計画に掲載する指標は改めて検討ということで、その下の方に図で表しております指標設定チェックシートに掲載する指標の候補ということでご提示をさせていただきます。この指標の内容およびそれ以外にも適切な指標があるかという点も踏まえまして、ご審議いただければと考えております。指標設定における検討の視点といたしまして、指標について4点、数値について3点の視点を、事務局の方で用意をさせていただいたところとでございまして。

次のページにお進みください。項番2、今後のスケジュールです。第6回から第8回までの審議会におきましては、今ご説明したような形で、指標も含めてご審議をいただければと思っております。10月下旬に、区の外部委員も含めた政策評価委員会を予定しております。こちらの審議会での議論も踏まえまして、掲載する指標について論議をしたいと思っております。10月中旬に計画に掲載する指標案を委員の皆様へ事前にお送りをさせていただきます。第9回の審議会にて、候補となる指標も含めまして、指標についてもご審議をいただきたいと思います。説明は以上になります。

原田会長： ありがとうございます。私なりに今ご説明いただいたところもう一回咀嚼して、私の言葉で置き換えて説明するならば、まだ我々はこの施策の中身について議論をしています。例えば、施策をAにするのか、それともAダッシュにするのか、あるいはもう完全に変えて、例えばBにしちゃうとか、あるいはAとBを足し合わせてCにするのか、そういう議論をしているわけですが、その議論をする際に施策そのものが動いている、まだまだ議論をして確定していないので、あらかじめそれに関する指標を設定するということは、ロジカルに考えるとあまり合理的で

はない。ばっちり施策が決まっていて、それでこの施策であればこういう指標をよねというような議論が本当は理想ですけれども、まだその施策の議論の途中であるがゆえに、その指標の議論というのはまた後の方で改めて議論をする機会を設けたいということですか。

事務局： おっしゃる通りです。

原田会長： もう一つ資料の裏面の方をご覧くださいと、今後のスケジュールですが、いつ指標を議論するのかということですが、10月に政策評価委員会を開いて、この委員会の委員長も私でありますので、これだけ、こういう議論がありましたということとを背中に背負ってこの委員会に行き、そして、こういう指標ではどうだろうかという議論を粗々いただいた上で、この審議会の委員の方々にそれを踏まえて案をお示しをするということでもいいですかね。中身的に何かというよりは、どういうタイミングで議論をするのかということですが、やはり施策が煮詰まった後で取り上げた方がいいだろうというのが、事務局からのご提案でございました。この点いかがでございましょうか。こういう方向で議論して良いのかと。反論としては、指標があった方が議論しやすいんですよ。何をいつまでにどうするかというのがあった方が議論しやすいんですけど、他方で施策が決まっていなくて、指標だけ議論してもしょうがないというところが、ロジカルに考えるとございまして、痛し痒いのですが、事務局としてはまずはその施策を練る方にエネルギーを注ぎ、その後適切な指標を設定したいということのようであります。弁解するつもり全くありませんけど、そのようでございまして。いかがでございましょうか。

B委員： 基本計画を策定する上で、今、会長ご指摘の通り、非常に重要なポイントだというふうに思うんですが、我々議会にいますと、区民の需要に基づいた議論を、様々どこまで持っていくのかっていうのが、中心的な話に結構なってきます。例えば、保育園の待機児が増大すれば、保育園をどこまで持っていくとか、これが指標の目標になってくる。ところが、今、様変わりしてきて、もう一応待機児童解消の方向性は出て、保育園がたくさんできた。しかし、今度は定員割れという問題が出てきました。こういう問題はどうか。それから、議論する上で、その指標を進める上で、それをどういうふうにまとめていって私達は発言すればいいのか、この辺がやはり一番大事なポイントだなというふうに思っています。もう目の前に困ってらっしゃる方がいて、足りない部分については、どこまで持っていくという議論になってくるんですけど、今みたいに、想定していなかったようなことが、現実の上で、この10年間で起きているんですね。そこはどうか。

それから、今日、後に2番目の施策の中で、教育委員会に関わる問題が結構出ていと思うんですが、例えば、いじめという概念の括りがあります。いじめなんか絶対あっちゃいけないというふうに思うと、いじめを根絶するための指標はどこまで持ってくるのかみたいなことも出てくる。なので、改めてこの指標の方向性、考え方、一律にこの指標という言葉がどこまで通用するのかについて、私はイメージとしてわからなかった。そこについて、教えてもらいたいと思います。

原田会長： わかりました。委員のご質問の趣旨、100%理解できていないかもしれませんが、例えば、保育所等についてですけれども、従来だと量的に足りないのを預ける

場所をきちっと確保しましょう。ところが、全国的な傾向ですけど、子どもが減ればいらなくなってくる。要するに、定員に空きが出てきているところもある。こうしたところについて、どんな指標を持って議論するのかということですが、先ほどの私の説明は、施策の方向性について、量的に拡大するということを支援することなのか、それとも空きが出ているところについてどうするのかというのは、多分方向としてはずいぶん違うと思うんです。ですから、その方向が決まった段階で、つまり第6回から第8回で、その方向についてこれでいいのかしらという議論があった後に、それに適した指標をセカンドステップで議論しましょうということで私説明したつもりでした。ですから、指標については、第9回目、10月に取り上げるということなので、それまでにできるだけ施策の方向性を議論しておく必要がある。それをスルーして指標の議論をしても、多分意味がないので、そこを確定しようというつもりではございません。説明になっておりますでしょうか、という趣旨でございます。

他方で私思いますけど、もうこれは比較的そんなに大きく揺るがないというような施策があれば、指標を出して議論して、私は構わないと思います。一律に落としてしまうのではなく、もう本当に議論がない、施策のこの場での議論の熟度がある程度あるものであれば、それを出して議論しましょうということでも私はいいと思います。ですから、一律にカットするというんじゃなくて、最後まとめて議論するんだけれども、ある程度議論が煮詰まったところについては是非早めに出してもらって、指標を含めて施策の議論をするということがあってもいいかなというふうに思います。それでもよろしゅうございますか。簡単に言うとネタによると思います。

事務局： 確かに会長がおっしゃる通り、施策の内容によっては、あまり大きく変わらないというものもございます。そういう場合は、事務局、主管課の方も、ある程度指標というものも目星がつけられるかなと思っておりますので、この指標の出し方についても、今のご意見も踏まえて、適切な時期に、委員の皆様に、ご提示できるような形で、検討してまいります。

原田会長： 第9回目で指標について議論するんだけれども、これは最低限度のゴールであって、もう少しオプションにいろんな形で議論するということは別に否定をしないと。可能であれば議論をしていくというふうにさせていただきます。私ばかり喋ってしまいました。どなたか意見ございましょうか。よろしゅうございますか。

こういう形で、少し早めに議論ができるものは議論する。しかし、どうしても中身はまだまだ第7回、第8回で議論せざるを得ないというものについては、後でまとめて指標について議論をいたしましょう、ということにさせていただきます。

個別の施策について

原田会長： では、そろそろ本題の個別の施策の審議に移ります。個別の施策について、ご質問、ご意見がある方いらっしゃれば、挙手をお願いいたします。是非、WEBのお2人も含めてお願いいたします。では、V委員から参りましょう。

V委員： これ順番にお話ししていったほうがいいですね。

原田会長： はい。どうぞ。

V委員： まず最初の2-①-1の「妊娠期から切れ目のない支援の充実」というところの

取組方針のところに、核家族化や祖父・祖母世代の就労継続化により、要するに子育て期の孤立が進んでいるみたいな話があるのですが、こちらについて非常に違和感を持ちました。祖父・祖母世代の就労継続化ということは同居が前提になってるのかなっていうふうに思いまして、逆に今はLINEとかもあるので、以前よりも相談することが、一緒に住んでなくてもしやすいのではないかっていうふうに思ったのですが。

それと、その次のページの施策のポイントの現状のところに「核家族化や共働きなど生活スタイルの多様化が進む中、相談したい祖父母も現役で働き」とあり、その次の5ページにも「夫婦共働きの世帯等が増加し、就労形態や生活スタイルが多様化」とありますが、これらに非常に違和感がありました。これはいつの時代の話をしているのかなってすごく思ったんですね。豊島区の資料が見つけれなかったんですが、厚生労働省の数字を探してみたら、共働き世帯数は、もう1992年に専業主婦よりも増えてるんですね。95年、96年で逆転するんですけど、97年以降は完全に共働き世帯の方が多くて、それからずっと離れていくんですけど。ということは、今もう共働きを前提として考えないとおかしいんじゃないかなという気がしています。「共働き世帯が増加し」とか、「核家族化が進み」というのは、昭和の話で、平成よりもっと前の話をしているような気がして、前提条件がおかしくないでしょうか。すごく違和感を抱いたんですけど、いかがでしょうか。

子ども家庭部長： ご指摘ありがとうございます。前回の基本計画でも同じような文言がありますので、それを少しアレンジした形で今回記載をしておりますが、ご指摘の通り、こちらの表現は古いということに反論ができない状況かなというふうに思いますので、見直しをしたいと思います。

なお、「核家族化や祖父・祖母世代の就労継続化により」の「祖父・祖母世代」というのは大規模世帯を想定しているということではないのですが、複合世帯の場合も祖父・祖母が就労継続している場合が多いという表現でしたので、そういう意図ではございません。

いずれにしても、こちらの表現については、ご指摘の部分がありますので見直しをしたいというふうに考えております。

原田会長： 「核家族化」というと、「あるところからどこどこへ」というイメージありますけど、「どこどこへ」のところを状況として説明することは、「核家族的」という言葉って多分あんまり使わないので、結構難しいですね。

V委員： そうなんですか。もうほとんど核家族なんじゃないかという気がしてならないんですけど。豊島区ってそんなに同居の世帯が多いのかなって。逆に、地方から出てきて、夫婦二人で暮らしている人たちはどうなるのだろうって思ってしまったら、読めば読むほど悩んできたんですけど。

原田会長： 私も全く意見同感なんですけど、別のタームに置き換えるときに、どういうタームにすればいいのかというのは結構難しいので、「増加し」という言葉が、もうずいぶん前から増加して、増加し終わってるんじゃないかという、多分そういうご趣旨のご指摘かなと思うんですね。多分、核家族は核家族なんです。その表現がいいかわからないけども、おじいちゃん、おばあちゃんの力を借りずに子育てをしているということだと思っただけなんですけども。そのあたり、「増加」というのは、もうこれが当

然だというような感じで、簡易に書き直してもらった方がいいのかなという気がいたします。

子ども家庭部長： 「核家族世帯が多く」というような、そういう表現で検討してみたいと思います。

原田会長： 現状はそういうふうになっているという認識は当然だと思います。ずっと核家族化が進んでないのかって言われたら、引き続き進んでいるんでしょうけど、進んでいるピークの山は、完全に超えているということはもう明らかかなという気がいたします。ご指摘ありがとうございます。他の方々いかがでしょうか。

H委員： 33 ページの「未来を切り拓く」というところの、小中連携教育9年間を見通した指導確立というところについて、もうちょっと拡充していただきたいという思いがあります。というのも、今小学校に通っている子たちは、半数以上が私立受験してしまって、結局区立の中学校に残る子たち少なくなっているというところです。

もう一つの原因については、英語教育の部分の不安っていうのがあるのかなと思います。いろんな私立の学校の教育方針を見ると、英語教育、ICT化という二つの軸について、プロモーションが強いというところです。特に豊島区に関しては、多国籍の世帯の方が増えていますし、日本全体でも外国人の方が多いので、社会人として日本語も英語も両方喋れることが求められているというところがあると思います。教職員の先生方の負担増にならないような形で、まず小中学校の英語教育の教育体験、英語が楽しいという英語でのコミュニケーションを自然に学べるような場が必要になってくるのかなと感じております。なので、この部分のどこかに、英語教育というのが載せられたら、区民の母親の立場から見ても、英語教育について豊島区は取り組んでいるんだと感ずることができて、子どもも安心して通わせられるというふうに思います。引いては、豊島区に住みたいという方も増えるのではないかと思います。以上です。

教育部長： まさに今、小中連携が非常に重要だと教育委員会で捉えておりまして、小中連携教育の方針を策定して、区内中学校8校あるんですけれども、その8校の中の小学校と中学校が連携して、確実に教員同士の事業の連携とか、中学校の生徒が小学校に行って学習支援をするというような、具体的な取組を検討しているところです。その中で、英語についても、まさにネイティブの先生が、ALTと言ってるんですけれども、学校に来て、小学校の段階から座学ではなくて、コミュニケーションをとって、英語を学んで、今まさにタブレットも使っています。タブレットのQRコードを使うと、ネイティブな英語が流れてくるっていうような、教科書にもQRコードを使って勉強するというICTを活用した学習も行っております。小中連携で英語も、学力を上げるような取組をしていきたいと思っておりますので、書き方については十分検討させていただきます。

この基本計画をもとに、我々今まさに教育ビジョンを改訂するところですので、教育ビジョンの中には英語教育の向上、英語教育に力を入れていくところは間違いなく書き込んでいきますので、どこに英語教育を入れるのかということについては、ご指摘を踏まえて検討させていただきます。以上です。

原田会長： H委員いかがですか。

H委員： はい。ありがとうございます。

原田会長： 教育委員会にお尋ねしたいんですけども、例えば学習指導要領に書いてあることをやるということは、特段ここに書く必要はないという感じで、このペーパーが作られているわけでは決していないですね。

教育部長： 決してございません。豊島区の教育の特性を踏まえて、こういうことをやっていくんだってということを、積極的に検討しているところです。

原田会長： はい、わかりました。教育というのは、どうしてもやることが決まっていたり、教員のお金が必ずしも自腹で出ているわけではないということもあって、なかなかその持ち出しのところだけここに書いているということになると、決して良くないとは思いますが、実際に取り組む内容について書かれるべきではないかなというふうに思います。是非、そういったところも配慮しつつ、お書きくださればと存じます。ありがとうございました。他にどうでしょう。では、J委員。

J委員： 63 ページ、3－1の「子ども・若者の社会参画・活動の場の創出」について、こちらは、昨年から制定されたこども基本法を受けてのことだと思うんですけども、豊島区にはせっかく子どもレターのような企画がありますので、さらに10年後を見据えて、もう一歩進んで、例えば、子どもが主体となってまちづくりに参画する、政策を立てるというような、例えば、スウェーデンの若者協議会のようなものを、豊島区もやってみようではないかというような、一歩進んだ感じの、子どもが主体となったまちづくりに参画するという意思が、もう少し見えた方がよろしいのではないかなというふうに考えます。

あともう1点、これはまた違う話なんですけど、「誰一人取り残さない」というところで、質問なんですけど、不登校で学校に行けない子どもは健診を受けられないことがちょっと問題になっておりますが、それは、例えばこれでいうと、まちづくり3に入るのか、でも、子どもの問題なので、2の多様な子どものところに、政策としては入っていくのかというところを、ちょっとお伺いしたいと思います。以上です。

原田会長： 最初、2番目の方から参りましょうか。不登校の子どもたちへの支援というのはどこに入るのか。どなたが答えるべきなのか。

教育部長： 不登校のお子さんの健康診断につきましては、学校医がおりますので、学校に来なくても、その学校医のところで健診を受けられるようになってございます。

それから不登校につきましては、「一人ひとりに寄り添った教育」というところ、2－②－3のところ「学校と関係機関が連携した組織的なきめ細かな不登校支援」というところで、この取組方針のところに不登校の対策を記載しております。

原田会長： では、最初の質問いかがでしょうか。子どもレター等々について、もう一歩踏み出してはどうかということです。

子ども家庭部長： 施策の細かい中に、子どもレターや子ども会議などにおいてということで、現在小学生を対象に、子ども会議というものを開催しております。そこで施策提言をいただいております。これをもう少し大きくする、あるいは、今は年齢層としては小学生から高校生ですが、若者まで範囲を増やすとか、そういったことは今後検討していきたいと思っております。既存の子ども会議の枠組みで、何ができるかというのは、優先して考えていきたいと思っておりますので、記載については、子ども会議のまま、ちょっと進めたいというふうに考えております。

J 委員： はい、了解いたしました。ありがとうございます。

原田会長： 今、63 ページの「子どもの意見表明・参加の促進」の書きぶりについての議論ですけれども、赤字のところで書いている取組内容を子どもたちにフィードバックするというので、子どもたちからすると、自分たちが思ったことを口にしてみたらそれが実際の事業に繋がったみたいなイメージだと思うんですけど、その親御さんはもちろんですけど、区民全体に「この道路の凸凹はこの町の児童の意見によって何とかしました」みたいに、子どもが参画しているということを区民全体で知ることがすごく大事なかなという気がします。なので、フィードバックの対象をますます広げてもらうというのは、例えばどうですかね。

J 委員： そうですね。もっと言えば、ほんの少しでもいいので、予算をつけて、何か導入する。例えば、ウォータースライダーをまちの中につけるとか、そういう何か一つ、プチ政策みたいなものと、もっといいのではないかと思います。

原田会長： なるほど。たくさんアイデアがありますので、何とか、つかみのお金どんどんもらって、このお金でどうするというのを少しみんなで考えてみる。どんなふうにしたらいいのということで議論を募るということはあるんですけど、ジャブジャブ使っちゃ困りますけど、これぐらいのお金で一体何ができるんだろうかということをやってみるということは、すごくいいことかなと思いますので、是非、個別具体的なところで取り込んでくださればなというふうに思います。適切なご意見ありがとうございます。

子ども家庭部長： 明後日、子ども会議が開かれるんですけど、そこで子どもたちからは提案をいただきます。そこには区長も、区議会議長も参加します。その後、それでほったらかしにするのではなくて、その施策が、予算ができたかどうか、これを検証する機会も子ども会議の枠組みの中でありまして、1 月にその報告会がありますので、ちゃんと出口まで一応捉えられています。そこで、予算ができていくかどうかというのは、確認ができるかなというふうに考えております。

原田会長： 子どもたちも結構大変ですけども、やってみると面白かったというふうに言ってくれるんじゃないかなというふうに私は期待をいたします。では G 委員どうぞ。

G 委員： 今回、子ども、子育てというところを全般見させていただいて、私としてはずっと普通のお父さんで来ましたから、内容的には非常に細かくいろんなことを区がやられているんだなっていうのを初めて知ったというのが現実で、区民の大多数がそうではないかと思います。せっかく細かくやられている行政サービスについて、特に弱者救済の部分など、知らないでいる方がいっぱいいるんじゃないかなっていうのが正直なところです。その辺は、広報なり啓蒙の問題かもしれないですけども、やはり行政サービスをしっかり受けられるように、広報周知するというのが、もう一段必要ではないかなというふうに全般を見て感じました。

それと、これは次回の議題なのかもしれないですけども、公共サービスをする施設の適切な配置について、特に思ったのは区民の声として、子ども家庭センターというものがあって、どこにあるんだろうと調べたら、割と交通の不便なところにあるんだなと思いました。そうすると、使いたいお母さんが本当に行くんだろうかみたいなことをちょっと感じてしまったところがありますので、そういうところも

検討していただければというふうに思いました。

それともう1点、全体の表現の中で、「連携、連携」というのが非常に多いと思います。この章に限らず他の章もそうですけども、組織いっぱい並べて連携というと、美しいのは美しいんですけども、誰がリーダーシップを取って、役割分担はどうなっているのか。ここの中に書ける問題ではないかもしれないですけども、実際連携でやるときには、そういうものも踏まえて活動をしないと、「声掛けました、連携しました」で終わってしまわないかなと思います。特にこの章の中には、多岐にわたる委員会等々がすごくいっぱいありましたので、私も初めて知ったのがほとんどでしたけども、本当に具体的に連携できるやり方を、区としてしっかり工夫していただきたいというのが私の気持ちです。以上です。

原田会長： ありがとうございます。たくさんのご指摘をいただきましたけど、センターについてだけ、まずお答えいただきましょう。

子ども家庭部長： 子ども家庭支援センターは区内に2か所ありますが、駅から離れているとか、前面道路が狭いとか、そういったご指摘を受けております。西部子ども家庭支援センターが、2年後、交通の便がいいところに移転します。また、この計画の中にも書いておりますが、東部子ども家庭支援センターについても、移転の計画を内部で検討しておりますので、そういったところで今後解消できるかなというふうに思っております。この計画の中で、どういうふうに表現するかは、もう少し考えていきたいと思います。

原田会長： あと残り2点ですね。様々な支援が必要な区民に対して、支援しているということをもう少し広報したらいいんじゃないかということでしたが、これは長期計画担当課長に伺いましょう。

それともう一つは、「連携、連携」と言うが、もう少し区が主体になるとか、連携の仕方についての方針みたいなものがないと、要するに行き当たりばったりになったり、言われたらやるとか、言われないまでやらないみたいなことになってしまうのではないかと、ということだと思んですけど、いかがでしょうか。

事務局： ご意見ありがとうございます。まず広報の部分ですが、来週、区の広報に関する取組についてご審議をいただく予定になっております。その中でも記載しております、できるだけわかりやすく、区民の皆さんに伝わりやすいように情報発信をしていくということを掲げておりますので、せっかく区がやっているいろんなことを、区民の皆さんに届けられるような情報発信を、全ての施策で心がけていきたいと考えております。

もう1点の「連携」という言葉の使い方ですが、今日のまちづくりの方向性だけではなくて、全てに関わるご意見かなと思っております。ただ、「連携」という言葉を使うだけではなくて、どんな連携をイメージしているのかということが、これも文章の中からできるだけわかるように、改めてこの「連携」という言葉の使い方については、点検してまいりたいと考えております。

原田会長： どうでしょう。

G委員： はい、よろしくお願ひしたいと思います。

原田会長： 今事務局がおっしゃった通りで、どういう観点から、区に関わるのかという連携

が、本当は書き込めるといいんですけど、なかなか書き込めないとすれば、やはりそこがわかるようなことを、具体的な文章で、書けるのであれば書いてもらったらいいかなという気がします。「一緒にやりますよ」というのは、自分じゃ全部やらないうっていうことじゃなくて、やはり一緒にやっていくことが、向こうのためにもなる。例えば子どもたちの成長にもなるんだということだってあるわけですから、役所が全部やってしまう必要はないんですけども、どういう観点から関わるのかということ、書けるのであれば書いてもらうということですかね。

それともう一つは、様々な社会的弱者に対する支援を知らせる、広報するということにもう一つ大事なものは、今そういうことをすると、「あいつらしいよな」という議論に必ずなる。だから、そうじゃない、誰一人取り残さないというのが、我が区のモットーなのだ、我々の方針として明確にあるんだということを、併せて必ず言っていないといけないかなという気がしています。併せてご検討をお願いします。ありがとうございました。

では他いかがでしょうか。WEBのお二人、何かございますかね。何かあればいつでもおっしゃってください。Q委員から先に手が挙がりましたので、お先にどうぞ。

Q委員： 私から大きく2点触れたいと思います。1点目はいじめ問題についてです。33ページ、2-②-2「未来を切り拓くための力を育成する教育」と、その次の2-②-3「一人ひとりに寄り添った教育」の両方に、いじめ問題というのが入っていますが、いじめ問題というのは、知・徳・体の内、学校教育という本丸の内の「徳」に当たりますので、いじめ問題を書くのだったら、全ての子どもを対象とした教育として、これは2-②-3ではなく、2-②-2に入れるべきではないかということです。

また、いじめ問題の指標を見てみますと、43ページのところに、いじめの認知件数というのがありまして、小学校も中学校もだんだん少しずつ減らしていくというふうに書かれています。認知件数については減らせばよいという話ではなくて、逆に今は、認知件数が高い方が、アンテナを張って、小さいいじめを見逃さない学校ということでもあります。僅かながらず減らしていくところに区としての思いが出ているのはわかるのですが、むしろ私は、いじめがあったとしても重大事態にはしないと、いじめによる自殺、あるいは、いじめによる長期不登校、これには絶対にさせないというような指標を入れた方が、方向がはっきりするのではないかと思います。認知件数は少ない方がよいという向きもあれば、今言ったような、小さいいじめも見逃すべきではないという向きもあるので、ここの指標については、ちょっとご検討いただけるとありがたいと思います。以上が、いじめ問題についてであります。

原田会長： ここで切ってもよろしゅうございますか。最初の施策のぶら下げ方について、変えた方がいいんじゃないのという点、いかがでしょうか。

教育部長： 確かに、2-②-2「心身の健やかな成長に向けた多様な学びの提供」の中に、子どもの変化をアンケートで実施するなど、いじめの未然防止、いじめ解消率100%を目指しますとあります。また、本当にいじめの問題は重大でありまして、2-②-3にシートを別にして、いじめの問題に特化して記載しましたので、場所が、「一

人ひとりに寄り添った教育」というところに入れたところですよ。

ただご指摘を踏まえて、この2-②-2の方、知・徳・体の中に入れるべきだというご意見、検討させていただきます。ちょっとシートが足りなかったものですから、別の方に分けて記載したということがありますが、まとめることについては全く問題ないと思いますので、検討させていただきます。

それから、いじめの認知件数は、おっしゃる通り、減ればよいということではなくて、察知して未然防止をするという意味では、認知件数が増えても全く問題ない、それだけ変化をキャッチしてるということに繋がりますので、指導課の思いとしては、そうは言ってもいじめの分母を減らしたい、認知件数を少しずつ減らしたいという思いから、こういう指標になったものです。ご指摘の通り、例えば、その下にいじめの解消率が成果指標にあるんですけど、これはもう間違いなく100%にしていくんだという指標もございます。ご指摘いただいた、重大事態にならないような指標にするとか、いじめによって長期不登校になってしまった子どもがいる、そういう件数も、ゼロしたいというふうに思っていますので、ご意見を踏まえて、その指標を検討させていただきます。以上です。

Q委員：　　そうしますと、今の2-②-3というのは、「一人ひとりに寄り添った教育」の中に、不登校、それから特別支援教育、外国人児童・生徒がありますが、もし、いじめが2-②-2の方になった場合に、これを「一人ひとりに寄り添った教育」で括るのか、それとも前回の段階で「多様な子ども・若者・家庭への支援」という中に入れていくのか、先ほど体系について少し整理すべきという意見もありましたので、その辺ともちょっと関連してくるのかなと思いました。ありがとうございます。

原田会長：　　おそらく今の委員のご発言は、例えば、これ全部落ちてしまっって、2-②-2に入ってしまうと、いじめのスペースとしては小さいのではないかと、それは施策の括りとして、小さくなるということを懸念してらっしゃるというふうに私は伺いました。そういうご趣旨ですか、そうではないですか。

Q委員：　　いや、要するに、全ての子どもに対して行うのが2-②-2だとすれば、特別な支援を必要とする子どもというのは2-②-3ですと。そうすると、2-③-2にある虐待や、特に家庭や子どもに支援していかなくてはいけないという括りの分け方はこれでよいのか、そういうことにも繋がるのかなっていう、要するに分け方というか、それを今考えたところですよ。

原田会長：　　わかりました。ありがとうございました。もう1点、少しコメントさせていただくと、Q委員ご指摘の指標の点は、他にもかなり共通するんですね。例えば、児童虐待の件数だってそうだし、何かの行政活動しながら何らかのセンサーを持っておいて、そのセンサーにどれだけ感知したのかということを経営にするということは、しばしばある。そのときに、取り方によってはいろんな取り方があって、要するにちゃんとやってないとセンサーにかからないというのもあるし、やればやるほどセンサーにかかるので、数値が上がっていつている。要するに、頑張っているから数値が上がっているのか、頑張っていないから数値が上がっているのかが、この指標で読み取れないというのは、他でも共通すると思うんです。ですから、Q委員がおっしゃった点というのは他の施策にも共通するので、指標でこのセンサーにどれだけ感知したかということを経営、どういうふうに表示するのか、使うのか、使わない

のか、ちょっと、やはり行政経営課で、統一的にその指標については、見てもらう必要があるかなという気がしています。いかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。今のご指摘も踏まえまして、第6回から第8回の審議会が終わりましたら、改めて、行政経営課の方で指標をチェックするとともに、各主管課の方にも、最終的にどれの指標を掲載する予定なのかというものを、もう一回整理をしたいと考えております。

また、今こういうことを考えている指標というものは、指標設定チェックシートの中でご提示はさせていただいておりますので、審議会の中でもこの指標が良いのか、それとも、この指標の他にも、こういう視点で、こういう指標が取れるのではないかとということも、幅広くご意見をいただいて、その意見を基に最終的に選定を進めていきたいと考えております。

原田会長： では続いて、Q委員、質問をいくつか、コメントがあれば。

Q委員： 2点目ですけれども、57ページの「学校と家庭・地域が連携した教育活動の推進」の中に、豊島区もいわゆるコミュニティスクールについて、61ページを見ますと、2026年度には全校コミュニティスクールにするというような年度計画が書いてあります。コミュニティスクールとは学校運営協議会が設置された学校のことであり、豊島区は徐々に増やしていくということは素晴らしいと思うんですけれども、コミュニティスクールというのは、どちらかというと、校長先生の学校経営をそれでいいとか、もっとこうした方がいいという、学校経営に対する承認の仕組みであります。子どもたちへの教育とか、学校の教育活動に地域や関係の人たちが関わってくるというものについては、地域学校協働本部という仕組みがもう一つありまして、それが学校教育の応援団、ネットワークになっていくわけなんですけれども、私はコミュニティスクールも大事だけれども、子どもたちの教育を充実するための地域学校協働本部というものも両輪だというふうに考えております。地域コーディネーターを明記するなど、区の方は意識されているのはわかりますが、60ページの指標を見ると、コミュニティスクールの設置校数は活動指標に書いてあるように見えるのですけれども、地域学校協働本部の数値目標、経年変化みたいなものも両輪で指標に入れていくと、学校経営と教育の中身と両方が地域と連携しますということが一層見えてくるのかなと思ひまして、そこは是非ご検討いただけたらと思います。以上です。いかがでしょう。

教育部長： おっしゃる通り、地域協働本部、地域コーディネーターが中心となって、地域の町会ですとか、本区で言えば育成委員会、民生児童委員、そういったところで、地域でいろんなイベントをやっている地域の方々、それから、チームとしまや企業も関わっていただいておりますので、学校がそういうところと繋がりがなかなかないものですから、ここでは地域と学校を繋ぐ地域コーディネーターを設置して、地域協働本部という地域応援団、そういったところ、地域コーディネーターをハブとして、繋げようと考えておりますので、これからは、コミュニティスクールと同時に、地域協働本部といった組織、地域コーディネーターを中心とした地域応援団も作っていきますので、そうした指標も検討してまいります。

原田会長： では、その案、併せてご検討ください。他の方いかがでしょうか。

- U委員： すみません、ちょっといくつか教えていただきたいんですが、まず 73 ページに指標がありまして、里親の登録家庭数、実績 22 というふうに書いてあるんですけど、これは実際に委託されている里親の数ですか。
- 児童相談所長： この 22 という数字は、現在、里親家庭として豊島区にいらっしゃる家族数ということでございます。
- U委員： 実際、登録されている方はどのぐらいいらっしゃるんですか。
- 児童相談所長： 登録家庭数は 22 家庭ということでございます。
- U委員： 登録は 22 で、委託も 22 ということですか。
- 児童相談所長： 委託の数字は、それを下回っております。
- U委員： 同じ数字ですか。
- 原田会長： 下回っているということです。その下回っているのは、ここに記載はないわけですね。
- 児童相談所長： 記載されておりません。
- U委員： 実績という表現ですと、実際委託されている人でないと実績ではないと思うんです。日本の場合、特に里親登録数がすごい多いんですけど、委託されてないのがむしろ問題であって、この表現ですと、すごく誤解を招くものでもあると思います。
- 先ほど申し上げてしまったのですが、子ども・若者への支援というところで、代表的な指標を里親という数にしているんですけど、どちらかというと里子さんですよ。委託されている里子への支援というふうになると思うんですけど。援助か支援かというところの、登録里親数というところであれば、やはり内容的に移動しなければいけないので、先ほど申し上げたように、①－4の方に里親の登録数の方が入ると思います。
- それと、東京都には児童養護施設 69 か所ありますが、豊島区はありません。里親については、私は豊島区在住なのですが、この 2 年間、里親のチラシが入ってきています。また、掲示板にも里親の宣伝のチラシも貼ってあるので、とてもいいなというふうに思っています。そういう取組を実践されていることなど、どの内容についても啓発してもらうことが大事であると思います。
- もう一つ教えていただきたいのは、73 ページの指標の「里親普及啓発活動の実施回数」について、どういう内容を持って実施というふうに位置づけされているんですか。
- 児童相談所長： 実は児童福祉のところでの指標の設定というのは非常に難しいところがあって、頭を悩ませながら作ったところでございます。まずご指摘のありました活動指標「里親普及啓発活動の実施回数」をどんな基準で、というところを申し上げますと、豊島区に児童相談所ができましたので、各小学校区、あるいは、都電の駅の周辺への掲示を通じて、地域ごとに、区役所の出先の機関を用いて、小規模の開催を増やしていこうということで、数目のところはどんどん増やしていかなくちゃいけないということで、根拠については作りづらいところがございますけれども、この 5 年を目標に数を 10 回程度増やしていこうという意気込みをここに書いてあるところでございます。
- もう 1 点、里親の登録家庭数を伸ばすのではなくて、里子の方を今伸ばす時代に

来ているというご指摘ございましたけれども、この点につきまして、実はまだまだご承知の通り、豊島区内には里親の数そのものが大変少ない状況でございます。この母数をまず増やした上で、今、フォスタリング機関というところで、私ども行政機関の方も含めて、養育力について、どんなお子さんでもお預けいただけるような家庭にお育てしている最中でございますので、まずは登録家庭数を増やさないと話にならないと、まだ種をまいている状況でございます。

U委員： 実は、フォスタリング機関については、春学期に大学の方にも宣伝などで来ていただいていたので、実施回数の基準については、それも1回に数えてもいいぐらいというふうにも思います。日本ではないのですが、例えば、中国上海といった大都市で、里親委託がみんなに知られてきたのは、小中高の学校に宣伝に行ったからなんです。子どもたちを対象に宣伝して、子どもたちが自分の家に帰って、自分の親に里子を受け入れようと、このように色々なアイディアもあります。特に社会的養護のところは、全体を見たら、元々項目のところも大変少ないです。実施については、例えば先ほど申し上げましたように、チラシなども実施の回数にカウントしてもいいというふうに思いますし、もう少し、その辺の内容に合わせてみてはどうかと思います。

最初に申し上げたように、里親への支援と里子への支援というのは違います。里親家庭の支援については、例えば、里親が働く職場にも支援を持っていくとか、何かその辺もちょっと付け加えていただくと、より豊島区ならではのオリジナリティのところも出てくるのかなと思いました。

原田会長： 一旦、少し私なりにコメントを差し上げると、69ページの施策に、里親、里子の記載がある。現状が書いてあって、今後10年間でこうやっていこうというのが書いてある。現場からすると、まずは、ベーシックな里親をとにかく広げていかないと、里子が預けられないということがある。なので、ステップ1とステップ2があると、まだ本区の実現状況としてはステップ1にある。ということが、この69ページにきちっと書かれていれば、指標のところでは里親の話で構わないよということになるのだろうと。ところが、今どこにいてどこまで目指しているのかという指標との対応関係が、もう一つわからないということが、U委員が一番気にしていらっしゃるようです。究極的には、里親がたくさんできて、子どもが預けられればいい訳ですけど、一体我が区はどこまでできていて、今後10年間で、持っているリソースとか知識とか費やすと、どうなるのかということについて、69ページとその指標との対応関係がはっきりしていない、はっきりすればいいということだと思います。そういう理解でよろしいですね。

U委員： 全然見えないということなので。

原田会長： これは、先ほどB委員がおっしゃったことと共通するところで、まずはこの施策をかつちやりましょうと。その後に指標の議論をしましょうというときに、これが今一体どこまで来ていて、まだ行くのかとか、まだこの辺しか来てないのかというのが、わかれば理想的だということですよ。なかなか難しいことだと思いますけど。

児童相談所長： 貴重なご意見ありがとうございます。今ご指摘いただきました点につきまして、

もう一步、私どもの現状のところについて、わかりやすく書き込みたいと思っております。

原田会長： どうぞ続けてください。

U委員： もう一つ、先ほどうまく説明できなかったんですが、3ページの2-①-1「妊娠期からの切れ目のない支援の充実」というところなんですが、目指す姿には「妊娠期から乳幼児期」という表現になっており、同じ項目の6ページの目指す姿には、「妊娠期から子育て期」と記載されている。また、2-①-2では「未就学児」と表現されています。おそらく乳幼児期＝未就学児と、私なりに理解したのですが。

「子育て期」としたときは、子どもが何歳までかというところで変わってくる。同じ項目で使っている時期が違うと、内容も全然違ってきますので、是非教えてくださいと思います。

子ども家庭部長： こちら施策の2-①-1については、チェックシートを含めて、子育て期なんですが、乳幼児期の子育て世帯をターゲットにしておりますので、表記の方はそちらの方に統一したいと思います。

原田会長： 是非、他の部にも、部長さんをお願いなのですが、多分、総覧的にご覧いただくのは部長さんなので、各課は一生懸命書いている、自分たちのやっているタームで書いていると思うので、総覧的に、他の部長さんたちも、是非もう1回タームの統一性が取れているか、区民の目線で見たときにわかるか、キーワードで検索すれば一発で出てきますので、怪しいと思ったら、もちろん長期計画担当課長はもちろんですけど、ちょっとその辺はしっかり見てもらいましょう。

U委員： 先ほど委員さんたちもおっしゃっていたように、柱立てのところのタイトルを考える場合、2-①-1の「妊娠期からの切れ目のない子育て支援」の内容は大きく括っていくと全部入るんですよ。乳幼児期も未就学児も入るし、援助が必要かというところも入るので、その辺の使い分けをどうするのかというのを是非整理していただきたいなということです。

原田会長： 最初のご説明、ご質問のフォローを適切にくださいますとありがとうございます。他いかがでしょうか。

M委員： 短く3点ほど、質問というか、意見、要望を述べたいと思います。豊島区の特徴として、今、外国籍の世帯の方、子どもが大変多く、私達区民の一員としていらっしゃるということが、本当に一つの現状だと思います。そのところを施策の最初に2-①-1のところにと書いてありますけれども、全てのところを書くぐらいのことが必要かなと思います。というのも、やはり様々な言葉の問題とか、習慣の問題とか、困難なことを抱えているお声もたくさん聞きます。また、妊娠して出産にもすごくサポートが必要だし、保育園をどうするかとか、学校をどうするかとか、学校の中でも学びにおいても、すごく困っているというお声を聞きます。そして、そういった子どもが区政に参画をして意見を言っているということもあります。きちんと、あらゆるところで、このような外国人の子どものこと、世帯のことは、きめ細かくやっていただけるような文言があればいいかなと思います。

2点目は、まちづくりの方向性・施策のところの2番は、子どものこと、子育てのこととか、教育のこと、若者のことを書いていると思うんですけども、学校のこ

とが中心になっているのは当然かとは思いますが、子どもの育ちとかを見守るのは学校だけではなくて、家庭、社会そして地域というのも重要なことになってきますので、先ほど地域のことも、というご意見があったと思いますが、本当にこれからは地域でそういった子どもの学びとか、子育ての見守り、支援を、一緒にやっていくということが大事なので、そこも同じぐらいのボリュームで、今後やっていくということを、入れていっていただければいいかなと思います。

あと3点目、まちづくりの方向性・施策のところの2番に教育が入っていますが、子どものことで教育と入っているのですが、教育って子どものことだけではないので、生涯教育とかあると思います。なので、2番のところに教育を入れるのではなくて、もう少し大きな意味での教育、生涯教育とか様々、地域で人権のことを教育したり、ジェンダーのことを教育したりとかあると思いますので、もう少し大きな意味での教育をどこかに入れていただきたいなという希望があります。以上です。

原田会長： では、2点目の地域が、広い意味で教育に参画するというのは、どこに書いてあってどうなの？ということなんですが。

教育部長： 先ほど、Q委員にご指摘いただきました、まさにコミュニティスクール、これを全校で導入する。学校、PTA、地域、保護者が連携して、地域社会全体で子どもたちの成長を育む体制を構築するということで、2-②-6の「学校と家庭・地域が連携した教育活動の推進」のところに記載しております。以上です。

原田会長： 3点目、生涯教育関係はどこに書いてあるの？ということですが。

文化商工部長： 生涯教育につきましては、施策の4番、4-③「学習活動の支援を通じた生涯学習の推進」ということで書き込みを行ってございます。

原田会長： まず、2点目、3点目いかがですか。地域と生涯教育の件については。

M委員： はい。書いてあることは了解しているんですけども、ボリュームというか、バランスとして、学校だけではなくて、地域の方でも同じぐらい必要なのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

あと、生涯学習についても、ここの2番の中に出ていないので、教育ビジョンとか教育大綱の方もそうなんですけども、豊島区って子どもの教育という形になっているので、もう少し広く、やはり教育って全ての人のものなので、そこはどこかに打ち出していくのが、これから必要ではないかなと思いましたので、申し上げました。

原田会長： ありがとうございます。「生涯教育」という言葉も、相当昔から使われている言葉です。昔は「社会教育」というふうに確か言っていたと思います。そのタームが変わって相当経ちますが、まだまだ、教育という言葉が狭い意味で使われているんじゃないのかというのが、M委員のご指摘かなというふうに思います。なので、そうでない場面での、生涯教育等々については、是非、記述を増やしてほしいということです。

1点目のところは、M委員がまずおっしゃる通り、全く同感であります。他の部長さんにもお願いしたいのですが、今日のこの会議が終わった後に、もう一回ご自身が関わっている施策が、外国人、あるいは、マイノリティとどんな関係にあるの

か、また、配慮されているかどうか、是非チェックをしてほしいと思います。多分ここだけの話ではなくて、他のところも共通するので、他でも「外国人のことがないよ」というところが、これからも記載として出てくると思います。もう一回、マイノリティーチェックをかけてみてください。いかに、アンコンシャス・バイアスでこの資料を作っているかということに、おそらくなると思います。是非、そういう観点からもう一回読み直してください。これもまた部長さんのお仕事だなと思います。総覧的にタームをコーディネート、調整するということと、もう一回マイノリティーチェックをしてもらうということです。本当に適切なご意見ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。他にいかがでしょうか。

V委員： 2点ありまして、まず 21 ページの「援助を必要とする子育て世帯への支援」の目指す姿なんですけど、「援助を必要とする子育て家庭に適切な支援がなされ、子育ての喜びを感じられる」というところに、私はちょっと違和感を持ちました。これって、子育ての喜びを感じられるのではなくて、15 ページの目指す姿のように「安心して子育てができる環境になっている」とかそういうことでいいんじゃないかという気がします。喜びを感じるために子育てをしているのではないという気がするのですが、いかがでしょうか。

もう一つは、これは質問なんですけど、「子ども家庭支援センター」というのと、「こども家庭センター」というものがありますが、同じものなののでしょうか、違うものなののでしょうか。

子ども家庭部長： まず目指す姿ですが、「子育ての喜びを感じる」という、ちょっと部内で、攻めた表現にしようということで、ちょっとチャレンジしてみました。なかなか違和感があるというご意見もありますので、今一度再考してみたいと思います。

それから、「子ども家庭支援センター」と「こども家庭センター」は機能が違います。「子ども家庭支援センター」に保健所だとかの機能が加わったものを、「こども家庭センター」というふうにしておりまして、豊島区は今年度からそういう機能で運営しております。

V委員： ということは、「こども家庭センター」の「こども」は全部ひらがなの「こども」で、「子ども家庭支援センター」の「子ども」は漢字交じりの「子ども」で、正しいということですね。

子ども家庭部長： これは間違っています。「子ども家庭センター」の「子ども」は、豊島区では「子ども」の「子」は漢字にしております。「子ども家庭支援センター」と「子ども家庭センター」の「子ども」の表記は本来一緒じゃなきゃいけないのですが、申し訳ございません。こちら間違っておりますので、訂正をさせていただきます。

原田会長： 表記は間違っていたけれども、二つは違う組織だという説明ですね。

V委員： 難しいですね。そうなんです。はい、わかりました。

原田会長： ありがとうございます。委員、一つ目のご意見についてはよろしいですか。

V委員： 僕は、攻めた表現とは思わなかったんですけど、「子育てに喜びを感じられる」という表現に違和感を持ったのは私だけだったら何なのですが、どうなのかなって言うのはちょっとありました。

原田会長： 親も喜びたいという、喜ぶ状態がアウトカムの一つであるということもあります

けれども、子どもの側からの観点もあればいいので、両方喜ぶようなことになればいいわけですね。

V委員： 目指す姿というのは、援助を必要とする子育て家庭に適切な支援がなされるっていうことでいいんじゃないかという気もしないでもないです。

原田会長： アウトカムの捉え方として、どういうところを捕まえた方が、目指すべきところが明らかになるのかということで、多分、こういうふうな表現にされたんだと思うんです。その心は？是非、そのあたりを聞いてみると。

子ども家庭部長： まず我々が支援をして、それからどういう状態になるかということですので、この書き方の構成はこれでいいと思います。ですので、適切な支援がなされ、どういうふうになるかっていうことで議論をした中で、我々の中では「喜びを」という表現でいいんじゃないかっていう話に一旦なったのですが、皆さんのご意見を聞いて、再考したいと思います。

原田会長： 何か活動があって、そしてアウトプットがあって、アウトカムがあるわけですけども、そのプロセスの中で至ったものが、いろいろ親としての喜びであればいいので、親が喜べばそれでいいというわけでは決してないですね。段階を踏んでここに至っているということだろうと思いますけど、もう一回、この議論があったということ、部内に持ち帰っていただいて、ご検討いただきたいと思います。それではよろしゅうございますか。

V委員： はい。要は、安心して子育てができる環境になるっていうことが、必要なのかなという気がしたもので。

原田会長： それをどういう状態まで持っていき、どういうふうな表現で区民に伝えたいのかということに、腐心してらっしゃるというのが現状かなと思います。

子ども家庭部長： 実は、施策の2-①-3に、「安心して子育てできる環境となっている」と、ここで使ってしまったので、ちょっと違う表現の方がいいのかなというところで、そういった議論になっておりまして、申し訳ございませんでした。

原田会長： これは、もう一回持って帰って、考えてもらいましょう。

J委員： 今の議論なんですけど、私は結構この表現が好きで。こども基本法というものがございますよね。その六に、「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること」というのがありまして、これを意識されたのではないのかなと思ったんですけど、違いますか。

子ども家庭部長： ありがとうございます。その通りでございます。

原田会長： わかりました。両方意見あるということで、是非、もう一回、持ち帰ってお考えください。私も、子育ては結果的には楽しんだ側なので、気持ちはわかります。ではG委員。だんだん時間が押しておりますので、もうあと一人、二人ぐらいで今日締めたいと思います。

G委員： また言葉の問題かもしれないんですけど、「地域」という言葉がいっぱい使われていますけど、地域の主体がはっきりしないと思うんですね。だから、地域といっても、地域の代表するものは何なのか。以前にお話したかもしれないのですが、例えば、町内会といっても、町内会は今、現実にはその地域を代表している会でもなくて、区と繋がりやすい会ではあるけれども、移住者がいっぱいいたり、地元で昔

から住んでいる商売やっている人が中心のケースが多かったりする。地域とはなんぞやと、それぞれの言葉の使い方の中で、それぞれの施策の中で地域と言っているけれども、誰を代表とした地域なのかがわからない。地域ってエリアですよ。人ではないから、誰とコンタクトしていいのか全然わからない。地域だけで括ってしまうと、連携の主体もわかんないですよ。それはやはり実際施策をやる上で、何となくわかったふりしてターゲットに行くのか、それともやはり施策のターゲットは地域としてはこれなんだって、議員さんだって地域の代表かもしれないし、そういういうことを意識して、施策を具体化するときにはしていただきたいなと思います。

原田会長： 大変重要なお指摘で、おそらく区民の方々がこれを見ると、地域というものが非常に抽象的に使われているように思える。他方で、主管課からすると、おそらく具体的な地域のイメージがあるんですよ。そういった場合も、例えば町内会をイメージしているのか、あるいは本当に近所の方々をイメージしているのか、というようなことがあって、茫漠に、砂漠に水を撒くように、地域のお手伝いをという気はおそらくないだろうという気がしています。そういう意味では、もう少し、地域という場合に、一体どういうイメージなのかということを、スペースが限られていますけど、括弧書きでもいいですし、より具体化したものを書いていくということが必要なのかなという気がしています。ということ、これもまた計画担当の企画課で考えてもらおうと思います。ご指摘は本当にその通りだろうと思います。もう一人ぐらい、では最後にさせてください。

B委員： ズバリなんですけども、学校の教員不足という視点について、ここは施策の2-②-5の「子どもの学びと成長を支える教育環境の整備」のところに該当すると思うのですが、結構喫緊の課題だと思います。これを推進し、いろんな施策や成果指標などをやり遂げる上で、やはり教員不足を解消しない限り、指標に到達できないのではないかと考えています。そこで、この教員不足の解消についての基本計画は、どこに位置づけられているかが載っていないと思うのですが、どうでしょうか。

教育部長： 教員につきましては、東京都の職員なんですね。それから国の施策も非常に大きい。区で教員不足を解消する手立てというのは、やはり会計年度任用職員ですとか、そういった区で採用する教員ということになってしまうので、我々としてはこの施策の2-②-5の「子どもの学びと成長を支える教育環境の整備」で、教員の業務を軽減したり、効率化して、教員を支える体制を強化していこうということで、2-②-5で働き方改革に力を入れて、区としてできることを記載しております。以上です。

B委員： おっしゃることはわかるんですけども、でも実際に豊島区の子どもの与えられる影響はそこにある。国はもちろん、都の問題が、様々な施策の中であらゆるところで出てくるものもたくさんあります。でも、実際に、豊島区の子どもの教育の現場で起きている問題として、喫緊の課題だなというふうに思っていますし、直近でもいろいろ取り上げられている問題もありますので、これは工夫して、基本計画のどこかに入れなければならないというふうに私は思っています。

原田会長： なかなか難しい問題ですね。私も全く同感で、教員を養成している側にいる人間として大変重く受けとめる発言ですが、法律が変えられますけれども、基本的にや

はり教特法の問題であるとか、そもそもこういうところで働きたくないという学生が非常に増えているというのは、なかなかやはりコントロールし難いところではある。これは他の分野も共通しているところで、この担い手を、二十二、三歳の学生が忌避することについて、区としての対策をダイレクトにやれるかという、非常にづらいところはある。ですから、区として、まず全面的にやるべきところは、都の職員であるけれども、働き続けてもらえる環境、ここで働いてよかったと思ってもらえることをやるということが、残念ながら、限られた施策であるということですから。ただ、区民の方から見ても、この区は教員少なくて構わないのかというふうに思われては良くない。それは委員と私の思いは同じなので、ちょっと工夫をしていただければというふうに思います。「我々は環境整備しかしませんよ」と言うと、「それぐらいしかしないのか」というような誤解が生まれかねないので、そのような誤解がないような形にしてくださればというふうに思います。ご指摘の通りだと思います。

では、子育ての問題というのは、これだけたくさんのご質問いただくというのは、皆さんの関心が非常に高いということが改めて今日わかりました。まだまだ指摘して足りないという委員の方々を多かろうと存じます。もしご不明な点があれば、是非、事務局の方にお尋ねいただき、ご意見があればお寄せいただければというふうに思います。

子ども家庭部長： 時間がなくてすみません。先程、「こども家庭センター」の「子ども」の「子」は漢字ですと申し上げましたが、間違いでした。「こども家庭センター」の「こども」はひらがなで「こども」です。こちらについてだけ国に合わせて、あとの文字については、「子ども」の「子」は漢字になっております。訂正申し上げます。申し訳ございませんでした。

原田会長： もう一回、統一してチェックしてください。企画課もよろしくお願いいたします。いつものように、司会の不手際で若干時間が延びてしまいました。お許しください。本日はこれぐらいにしたいと思います。事務局から連絡事項ありましたら、よろしくお願いいたします。

事務局： 本日もご審議いただきありがとうございます。本日、参考資料6-1としてお配りしておりますが、9月15日（日）、29日（日）に開催する区民ワークショップの概要をご案内しております。当日は見学も可能ですので、興味のある方がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

次の第7回審議会は来週9月11日、第8回審議会はその翌日12日に開催いたします。集中審議となりまして大変申し訳ございませんが、ご理解のほど何卒よろしくお願いいたします。オンラインで出席を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。

本日の審議で追加のご意見等ございましたら、9月16日（月）を目途として事務局までご連絡をお願いいたします。事務局からは以上です。本日も貴重なご意見をありがとうございました。

原田会長： 以上をもちまして、第6回基本構想審議会を終了といたします。本日も積極的な様々な議論を頂戴することができました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

会議の結果	(1) まちづくりの方向性と施策体系について、質疑応答を行った。 (2) まちづくりの方向性2について、質疑応答を行った。
-------	---

提出された資料等	【資料】 資料6-1 まちづくりの方向性・施策の体系について（案） 資料6-2 新基本計画における指標について 資料6-3 まちづくりの方向性2について 【参考資料】 参考6-1 基本計画策定のための区民ワークショップの実施について 【当日配布資料】 第6回基本構想審議会資料に関する事前質問への回答
----------	---